



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年8月20日（木）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
技術検査課	建設業企画監	中島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

（株）竹中土木が西日本高速道路（株）から受注した「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において、令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から、同社社員が、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者及び停止期間

停止措置業者	停止期間
（株）竹中土木（本店：東京都江東区）	令和8年8月21日から令和8年10月20日まで （2カ月）

4 参 考

- 「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内